

5-3 自動車騒音規制の推移

(単位：デシベル)

自動車の種別		自動車騒音の区分 新車、使用過程車の区分	加 速 走 行 騒 音										定常走行騒音 及び排気騒音			近接排気 騒音	
			新 車										新 車			新 車	
			規 制 年 等 (昭和)	46年 規制	51年 52年 規制	54年 規制	57年 規制	58年 規制	59年 規制	60年 規制	61年 規制	62年 規制	第2段階 規制の適用 時期	26年 28年	45年	26年 29年	60年
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるものをいう。	大型バス(乗車定員11人以上の自動車)										59.10.1 60.9.1 61.4.1					
		大型トラック	92	89	86							60.10.1 61.9.1 62.4.1	85	80	85		107
		全輪駆動車、トラクター及びクレーン車										61.12.1 62.11.1 63.4.1					
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のものをいう。	89	87	86							58.10.1 58.9.1 60.4.1	85	78	85		105	
小型車	車両総重量が3.5トン以下のものをいう。	小型トラック										59.10.1 60.9.1 61.4.1					
		バス	85	83	81							60.10.1 61.9.1 62.4.1	85	74	85		103
		全輪駆動車										60.10.1 61.9.1 62.4.1					
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものをいう(二輪自動車を除く。)	84	82	81							57.10.1 58.9.1 59.4.1	85	70	85		103	
二輪自動車	二輪の小型自動車(総排気量が250ccを超えるもの)及び二輪の軽自動車(総排気量が125ccを超え、250cc以下のものをいう。)	小 型	86								62.10.1 63.9.1 元.4.1						
		軽	84	83	78						60.10.1 61.9.1 62.4.1	85	74	85	99		
原動機付自転車	第一種原動機付自転車(総排気量が50cc以下のもの)及び第二種原動機付自転車(総排気量が50ccを超え、125cc以下のものをいう。)	第 二 種	82								61.10.1 62.9.1 63.4.1						
		第 一 種	80	79	75						59.4.1 60.3.1 61.4.1	85	70	85	95		

[備考]

1. 表の中欄は、中央公害対策審議会の「自動車騒音の許容限度の長期的設定方針について」の答申に基づく第2段階規制の達成を示す。
2. 第2段階規制の適用時期のうち、上段は新車、中段は最終生産車、下段は輸入車の適用時期をそれぞれ示す。
3. 加速走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の75% (または50km/h) で走行時の騒音(測定位置は、走行方向に直角に車両中心線から左方7.5m、地上高さ1.2m)
4. 定常走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の60% (または35km/h) で走行時の騒音(測定位置は、走行方向に直角に車両中心線から左方7m、地上高さ1.2m)
5. 排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の50%で無負荷運転時の騒音(測定位置は、排気管の後方20m、地上高さ1.2m)
6. 近接排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の75% (二輪自動車及び原動機付自転車のうち、原動機の最高出力時の回転数が毎分5千回を超えるものは50%) で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急激に押し、又は絞り弁を急速に閉じる場合における騒音(測定位置は、排気管の外側から45度、排気管高さから0.5m、高さは排気管中心と同じ(排気管高さが0.2m未満は0.2m))
7. 近接排気騒音規制は、使用過程車(国産車は昭和46年4月以降生産された新車)及び新車が対象となっており、二輪自動車・原動機付自転車の国産車は昭和61年6月、輸入車は平成元年4月、乗用車の国産車は昭和63年6月、輸入車は平成3年4月、大型・中型・小型車の国産車は平成元年6月、輸入車は平成4年4月から適用される。